

○大和村新築住宅助成金交付規則

令和6年3月22日規則第9号

大和村長

大和村新築住宅助成金助成金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和村地域活性化定住促進条例（平成16年条例第13号）の規定に基づき、定住促進に必要な基礎的条件の整備を図るため、新築住宅助成金について必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規定において「基準日」とは、全部事項証明書の登記の日付とする。ただし、所有権以外の権利に関する事項に記載がある場合、所有権以外の権利に関する事項の受付年月日とする。

(助成金の受給資格)

第3条 第1条に規定する助成金の受給資格者は、村内に定住している者又は定住する意思がある者であって、村内に床面積50平方メートル以上の住宅を新築した者とする。

(助成金の額)

第4条 第1条に規定する助成金の額は世帯主に別表の通り交付する。ただし、当該住宅に同居する者全員が村税等、村への納付金を完納した場合に限り交付する。

2 当該住宅に18歳未満の子が同居する場合は、その人数に応じて別表の通り加算して交付する。

3 助成金の額、年齢及び人数の算定日は基準日に基づくものとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は新築住宅助成金交付申請書（別記第1号様式）に建物登記簿謄本を添付し、基準日から起算して1ヶ月以内に村長に申請しなければならない。

(助成金交付の決定及び通知)

第6条 村長は申請があったときは、交付の可否を決定し、その結果を交付決定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。この場合において、交付決定に当たっては、必要に応じて審査委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴くものとする。

(審査委員会)

第7条 委員会は委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副村長をもって充てる。

3 委員は会計管理者，総務課長，企画観光課長，住民税務課長，保健福祉課長をもって充てるほか，必要がある場合に村長がその都度任命し，又は委嘱する。

4 委員長は委員会の事務を総理する。

5 委員長に事故があるときは，企画観光課長である委員が委員長を代理する。

(助成金の返還)

第8条 村長は，助成金の交付を受けた者が次の各号いずれかに該当すると認められたとき，受けた助成金の全額又は一部の返還を命ずることができる。この場合において，地域活性化定住促進助成金等返還命令書（別記第3号様式）において通知するものとする。

(1) 虚偽及び不正な申請であると認められたとき。

(2) 村長が適当でないと認めたとき。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか，助成金の支給に関し，必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は，令和6年4月19日から施行する。

別表

助成額	100万円	
加算人数及び額	1人	20万円
	2人	30万円
	3人以上	50万円

第1号様式（第4条様式）

年 月 日

新築住宅助成金交付申請書

大和村長

殿

住 所

申請者

氏 名



私は、大和村に住宅を新築したので、下記のとおり助成金の交付を申請します。

現 住 所			
住 居 地 番			
同居者氏名 (年齢)	( 歳)	( 歳)	( 歳)
	( 歳)	( 歳)	( 歳)
住宅の種類	1 木 造      2 鉄 筋		
住宅の面積	m <sup>2</sup>		
交付方法	1 現 金      2 口座振込		
<b>支払方法が口座の場合下記を記入してください</b>			
金融機関名・ 支店	銀行・金庫・(      )      支店		
口座番号	普通      ・      当座 (      )		
フリガナ			
預金口座 名義人			

建物登記完了日から1ヶ月以内に建物登記簿謄本を、必ず添付し提出すること。

第2号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

大和村長

新築住宅助成金の交付について（通知）

年 月 日付けで申請のあった新築住宅助成金の交付申請については、内容を審査した結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 審査結果

申請のとおり交付する

2 交付金額

円

第3号様式（第7条関係）

第 号  
年 月 日

大和村新築住宅助成金返納命令通知書

年 月 日付け大和村新築住宅助成金決定通知書で決定した助成金について、下記の通り返還するよう通知します。

返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日まで
返還方法	別紙納付通知書による。
返還命令事由	